



自粛及び PCR 検査に関する疑義

2021 年 3 月 1 日 (月)

文責：T・M・M検査 (株) 川嶋倫明

結論：自粛一切不要、PCR検査も正当な理由を述べ拒否すべし

《1》【自粛に関する疑義】

根拠1.コロナ無症状者が他人にコロナウイルスをうつす科学的根拠は無い

①私が 2021 年 2 月 2 日(火)厚生労働省新型コロナ電話相談窓口へ直接電話で問い合わせを行いました。
問い合わせ先
0120565653

Q.無症状の新型コロナ陽性者(無症状病原体保有者)が他人に新型コロナをうつす科学的根拠はありますか？
A.ありません。

②有志の方が文部科学省へ情報開示請求をした結果、症状の有無に関わらず着用を義務付けているマスクにも科学的根拠はありませんと回答をもらっていました。
※詳細は添付資料をご覧ください

③厚生労働省の HP には無症状の新型コロナ陽性者が二次感染(他人にうつす)しなかったことを示す論文が今でも掲載されています。

こうしたゼロリスクを優先した方針により、根拠無しに行われた緊急事態宣言で自粛を要請した結果、**経済的ダメージ**は計り知れないものがあつたように感じます。

[出典. 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) 2. 新型コロナウイルスについて 問4 - 厚生労働省]
(参考2)台湾における新型コロナウイルス感染症発症者の感染力の研究

<要約>台湾疾病管理センターで2020年5月1日に発表された論文。2020年1月15日～3月18日までに発見されたコロナ感染者を対象として追跡調査を行ったもの。その期間のコロナ陽性者は100人で濃厚接触者は2791人でした。100人中9人は無症状患者でした。その9人の濃厚接触者91人は全員二次感染が確認されませんでした。

<https://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/fullarticle/2765641?resultClick=1>

[参考 有志による厚生労働省への情報開示請求- Twitter ※内容は添付資料を参照]

リサリス氏によるツイート内容 2021年2月25日午前9:10 投稿

<マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書が無い事を示す行政文書>

<https://twitter.com/arisuarisu2020/status/1364729565369655303>

根拠2.コロナ収束に自粛は無関係

大阪大学 核物理研究センター センター長・中野貴志教授が開発したK値を用いると、大阪の場合、約50日で収束しているが強い自然減(自然免疫の可能性有)の傾向があり、実際に自粛がスタートする前とスタート後でも感染者数増減が殆ど変わらなかったため無関係とする説があります。

[出典1.コロナ収束に自粛は無関係なかった、大阪の専門家会議で明言 - (株)京阪神エルマガジン社]

<https://www.lmaga.jp/news/2020/06/128515/>

[出典2.中野貴志教授(核物理研究センター)による論文等(K値について) - 大阪大学]

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/info/corona/corona_info/from_members/rcnp_nakano

根拠3.自粛の強制力について

現在、コロナ特措法改正(2021年2月13日施行)により、罰則規定が設けられました。特に第45条2項の適用により、緊急事態宣言に至らない段階でも時短要請に従わない飲食店に対し、強い時間短縮を要請し、これに応じない場合は命令とします。これを拒んだ場合、30万円の罰金を科す事が可能となっています。但し、この法律自体が憲法違反ではないかとの指摘があり、医療関係の学会(日本公衆衛生学会、日本疫学会)、法曹界の団体(自由法曹団、日本弁護士連合会)では反対声明が発表されています。

自粛には根拠が無いにも関わらず、こうした違憲状態にある可能性が高い法律を整備し、罰金を科す事自体が間違っているとすれば裁判所で判例が出るまでは疑問を持つ姿勢が重要ではないかと考えます。

<違反の可能性のある憲法一覧 ※自由法曹団の声明より引用>

憲法13条:個人の尊重(尊厳)、幸福追求権及び公共の福祉について規定

憲法22条:居住移転の自由、職業選択の自由、外国への移住、国籍離脱の自由について規定

憲法25条:社会権のひとつである生存権を保障するとともに、国の社会的使命について規定

憲法29条:財産権について規定

[出典1.緊急事態宣言再び 改めて法的な根拠と仕組みを確認する - 園田寿 | 甲南大学法科大学院教授、弁護士 Yahoo!ニュース]

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210107-00216540/>

[出典 2. 感染症法改正議論に関する声明 - 日本公衆衛生学会&日本疫学会]

<https://www.jsph.jp/files/seimei20210114.pdf>

[出典 3. 「コロナ特措法」、「感染症法」等に新たな罰則規定を設けるなどして、措置を強制することに反対する声明 - 自由法曹団]

https://www.jlaf.jp/04seimei/2021/0120_754.html

[出典 4 感染症法・特措法の改正法案に反対する会長声明 - 日本弁護士連合会]

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210122_2.html

[出典 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法 - e-Gov 法令検索]

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000031>

《2》【PCR検査に関する疑義】

根拠1.WHOによる公式声明

日本やアメリカ等で現在行われているPCR検査の感度が高い事に関し2021年1月13日(水) WHOで公式声明を発表しました。英訳が必要で要約しますと

「陽性結果(SARS-CoV-2が検出された)が出た人が本当にSARS-CoV-2に感染している確率は、主張されている特異性に関係なく、有病率が低下するにつれて低下するということです。

したがって、医療従事者は、結果を、サンプリングのタイミング、検体の種類、分析物の仕様、臨床観察、患者の病歴、接触者の確認された状態、および疫学的情報と組み合わせて考慮しなければならない。」

これにより、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が2021年1月22日、都道府県に検査方法の改正を求め、PCR検査の感度(Ct値)が40~45程度あったものを30~35に変更し、WHOの基準に合わせる事となりました。

但し、数値を変えて感染者数が抑えられたのが正しいとすれば、元々しきい値が高かった事による診断の誤り(特に無症状者)が多数あった可能性が高い懸念があります。更に、PCR検査でたとえ陽性であっても症状の有無に関わらず、その結果のみ信頼して入院させたり、自宅待機命令させたりをする現状の対処方法にも問題があり信頼できないのではと考えます。

[出典1.WHO Information Notice for IVD Users 2020/05 - 世界保健機構(WHO)]

<https://www.who.int/news/item/20-01-2021-who-information-notice-for-ivd-users-2020-05>

[出典 2.医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について(要請) - 厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

根拠 2.内科医の経験豊富な池田正行氏の見解

(いけだまさゆき:現在は香川大学医学部客員研究員)

執筆本:医学文献ユーザーズガイド 根拠に基づく診療のマニュアル(2010) 他

<要約>

「感染者数＝患者数はおかしい。あくまで症状がある患者のみ対象にすべき。

目安に過ぎないPCR検査を入院の判断にしている時点で信用してはならない!!」

[出典:患者数を偽造する:新型コロナに関する代表的な嘘 - 池田正行 公式 HP]

http://square.umin.ac.jp/massie-tmd/ptnogizou_covid19.html

根拠 3.ダイヤモンド社による記事

(主に経済やビジネスなどの書籍や雑誌等を出版している出版社)

岡田 幹治氏(おかだもととは:フリージャーナリスト,日本記者クラブ所属,朝日新聞 OB)

によると、PCR検査は水増しの疑いがあるとのこと!!

海外メディアではNYタイムズ及びBBCで取り上げられていました。

[出典 1.新型コロナ感染者数「大幅水増し」疑惑報道は本当か - (株)ダイヤモンド社]

<https://diamond.jp/articles/-/250443>

[出典 2.コロナのPCR検査の擬陽性率は90%以上 - NYタイムズ:2020年8月29付]

<https://www.nytimes.com/2020/08/29/health/coronavirus-testing.html>

[出典 3.新型コロナウイルス検査、「死んだウイルスを検知」か＝英研究 - BBCニュース:2020年9月7付]

<https://www.bbc.com/japanese/54045348>

根拠 4.字幕大王による情報まとめ

(有)クリプトメディアが運営。ネット上に散らばっている様々な根拠ある情報をまとめたサイト。

要約:PCR検査での偽陽性率80%の研究有。つまり、何の病気でも無い人がこの検査を受けると5人に4人はコロナ陽性!!

[出典:PCR検査発明者自身が言う「これは感染症診断には使うな」 - (有)クリプトメディア(字幕大王)]

<https://www.jimakudaio.com/post-6672>

根拠 5.国会での議論

2020年12月2日(水)、参議院議員の柳ヶ瀬裕文氏(日本維新の会所属)は、厚労省の担当者、佐原康之氏(大臣官房 → 舵取り役で責任取る人)に「PCR検査で陽性でも感染力有りの証明にならない」という公式見解をもらいました。

このやり取りを見る限り、Ct値及び診断方法については今後見直しの議論が必要ではないかと考えます。
※但し、厚労省のHPにはこのやり取りについて一切記載なし

[出典:PCR検査の重大問題！Ct値を見直せ！！12/2のやなちゃん国会中継！ - 参議院議員 柳ヶ瀬裕文 公式 Youtube チャンネル]

https://youtu.be/Kb9MujY8_E

根拠 6.海外専門家の見解

ドイツの微生物、感染症・疫病学博士のスチャリット・バクディ氏は著書でこう述べています。

『陽性の検査率が特定の数値を下回った場合、症状のない人を対象としたウイルスのマススクリーニング(PCRの全員検査など)を継続することは無意味である。また、このような状況下で得られた陽性者数を根拠に、制限措置などの対策を実施することは許されることではない。』(P24-25より引用)

ドイツでは2度に渡りロックダウンが行われましたが、日本と同様に根拠無く行われた無謀な政策によって壊滅的な経済ダメージを受けました。現在、簡易的にPCR検査が行える施設や郵送で検査が行えるキットが次々出てきていますが、こうした状況をよく理解した上で濃厚接触者であっても無症状の場合、PCR検査には正当な理由を述べて応じない姿勢をとることも必要ではないかと考えます。

[出典:コロナパンデミックは、本当か?: コロナ騒動の真相を探る - スチャリット バクディ (著), カリーナ ライス (著), 大橋 眞 (監修), 鄭 基成 (原著, 翻訳)]

<https://amzn.to/3pW0gjr>

<添付資料>

マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書が無い
事を示す行政文書

2受文科初第1510号
令和3年1月29日

行政文書不開示決定通知書

様

文部科学大臣
萩生田 光一
(公印省略)

令和2年12月28日付け(令和3年1月4日受付)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。(令和2年12月3日時点での「最新の知見」の根拠となる文書)
 - 2 不開示とした理由
請求文書を保有していないため、不開示としました。
- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)
- * 問合せ先
文部科学省 TEL 03-5253-4111(代表)
(決定の内容について) 初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係 内線2976
(手続について) 大臣官房総務課公文書監理室 内線2572